

第 20 号

令和 7 年 3 月 発行

◆編集発行◆

射水市農業委員会

〒939-0292

射水市小島703番地

射水市役所 大島分庁舎

電話 51-6685

射水市 農業委員会だより



ごあいさつ

射水市農業委員会 会長 堀 正

射水市農業委員会だより第20号の発行にあたりご挨拶を申し上げます。

日頃から農業委員会活動に対し、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

去年は、元日に発生した能登半島地震により、多くの被害が発生し、農業に影響を及ぼしました。また、一昨年に引き続き記録的な猛暑にみまわれ厳しい気象条件となりました。そうした状況下においても、県内のコメの作柄は平年並みの水準を保ち、特に1等米比率は令和5年産と比べて大幅な改善が見られました。

また、国においては、近年における世界の食料需給の変動や地球温暖化の進行等、我が国の農業を取り巻く情勢が変化していることを受けて、四半世紀ぶりに「食料・農業・農村基本法」が改正されました。改正基本法では、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興を基本理念とし、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることが盛り込まれました。

各地域においては、高齢化や人口減少による担い手不足や耕作放棄地の増加等の課題が山積しております。このような課題に対して、地域の皆様をはじめ、市、関係機関と地域農業の将来の在り方について協議し、その内容を踏まえた地域計画が策定されました。地域で守ってきた農地を次世代にしっかりと引き継いでいくため、農業委員会としての役割に務め、地域計画を着実に実行してまいります。

本市農業委員会としては、地域農業の発展のため、皆様のご期待に応えられるよう尽力していく所存でございます。ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

目 次

1 P 会長あいさつ

2 P 農業委員会活動報告

3 P 農業委員会委員及び担当地区

4 P 地域計画、農地の貸借・売買について

5 P 農業委員会からのお知らせ①

6 P 農業委員会からのお知らせ②

7 P 農業者年金で安心して豊かな老後を！

8 P 農地参考賃借料について 農作業標準料金・賃金について

農業委員会活動報告

富山県農業委員会研修大会

令和6年11月13日(水)

アイザック小杉文化ホール「ラポール」で開催され、県内の農業委員・農地利用最適化推進委員及び農業委員会職員ら約300名が参加しました。大会では、東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授鈴木 宣弘 氏から、「食料安全保障～農地を守り、食と命を守る」と題し、食料自給率の向上に向けての説明がありました。また、永年にわたり農業委員会活動に精励した農業委員の表彰が行われました。射水市からは、3名が受賞されました。

堀 正 氏、明石 茂 氏、城石 美枝子 氏



先進地視察(福井県)

令和6年7月31日(水)～8月1日(木)

福井県南条郡南越前町の「FRUITFUL GARDEN ひのの実」と福井市の「株式会社ペントフォーク」を視察しました。

FRUITFUL GARDEN ひのの実では、スマート農業を活用することで、人手を減らしながらも質を上げる生産に挑戦しており、その取組について説明を受けました。

株式会社ペントフォークでは、ITの導入や大規模化の推進、グローバルギャップの取得を行い、時代に対応した農業の高速化を目指しています。また、加工や販売、サービスまで展開する6次化を実現しており、これまでの経緯や取組について説明を受けました。

見聞を広め、有意義な研修となりました。



農業委員会委員及び担当地区 ―― 農地に関する相談は農業委員に！

会長 堀 正 会長職務代理者 明 石 茂 任期：令和8年12月17日まで

《新湊地区》



高原 和重

松木・朴木・川口・新湊



松井 正

片口・七美



田邊 秀男

本江・海老江・堀岡



明石 茂

作道・野村・布目・高木・殿村



高橋 彰

津幡江・久々湊・沖・今井・鏡宮



木下 栄作

三ヶ(小杉駅北側)



長谷川 達夫

青井谷・宿屋・野手・浄土寺・上野・平野



北田 幹夫

池多・山本・山本新・小杉北野・椎土・土代



末永 久義

戸破・手崎

《小杉地区》



齊田 博美

塚越・中老田・中老田新



土佐 好廣

黒河・黒河新



坂井 吉三郎

大江・西高木・稲積・小杉白石・鷺塚



山崎 善夫

橋下条・一条・太閤山・日宮



川腰 康子

三ヶ(小杉駅南側)



堀 正

水戸田・開口・市井・若林・生源寺・竹鼻・藤巻



山本 康雄

櫛田(新田・松原・宮新田・山ノ谷・大久保・竹原・梅木・荒町)



長谷 吉宗

櫛田(牧田・布目沢・円池)



炭谷 一三

櫛田(本村・西村・小泉)



高越 博

二口・棚田・あおば台・安吉・下若・大門・大門本江・中村・枇杷首・本田

《大門地区》



島倉 忠悦

加茂・下村三箇・山屋・八島・野寺・利波



樋上 豊

白石・倉垣小杉・摺出寺・八講

《下地区》



瀧田 秀成

小島・中野・若杉・北野・大島北野



林 康弘

今開発・本開発・新開発・赤井・鳥取・南高木・北高木・小林・八塚

《大島地区》



表 隆夫

浅井・下条・広上・上条・土合・島・堀内



農業収入の減収から農家を守ります

NOSAIとやま

富山県農業共済組合

○本 所

富山市安養寺340番地1

電話：076-461-5333

○高岡地域農業共済センター

高岡市北島325-2

電話：0766-28-0200

Kubota

株式会社北陸近畿クボタ

射水営業所

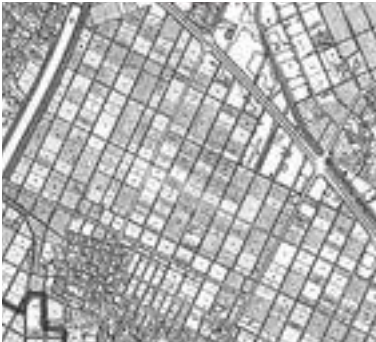
30-3937

地域計画を策定しました

昨年、市内全16地区で地域計画策定に向けた「地域計画策定検討会」を開催し、生産組合長や営農組織の代表、認定農業者等関係者が集まり、将来の地域農業や農地利用の目指すべき姿について協議を行いました。そこで出された意見をまとめ、目標地図を含めた「地域計画」を策定しました。

今後とも、関係機関と連携し、地域計画の実現に向けた取組を実践し、地域農業の振興に取り組んでまいります。皆様のご協力をお願いいたします。

現況地図



協議の様子



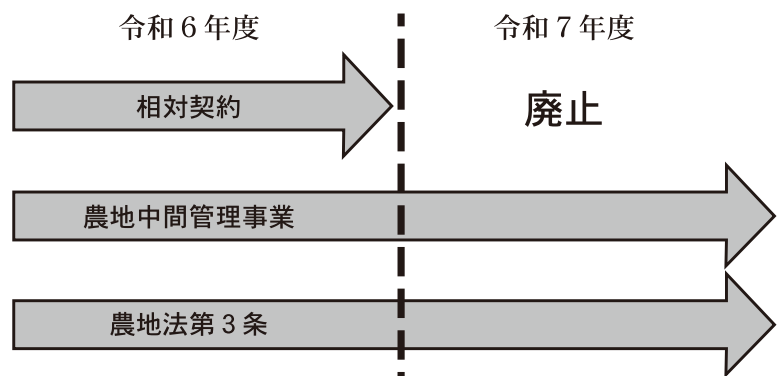
目標地図



農地の賃借・売買をする際の手続きが一部変更になります

令和7年4月以降、利用権設定等促進事業（いわゆる相対契約）は農地中間管理事業に統合され、新規契約や更新契約ができなくなります。新たに農地を賃借・売買する際や、終期を迎えた相対契約を更新する際は、「農地中間管理事業」又は「農地法第3条」による手続きをお願いします。

※相対契約の新規契約の受付は終了しています。現在契約中の利用権設定については、契約期間満了日までは有効となります。



農地の転用手続きや相続等でお困りの方は ご相談ください。
毎月第2・4金曜日には
無料相談会も実施しております。



行政書士は、頼れる街の法律家。
富山県行政書士会射水支部
0766-54-5341
(受付担当：仙波)

大型特殊自動車免許が取得できます！

農耕トラクターに農作業機を装着すると、
大型特殊自動車免許が必要になる場合があります。

富山県公安委員会指定

富山県第一自動車学校

〒939-0274 富山県射水市小島715番地
(大島分庁舎南側)
TEL 0766-52-0722 FAX 0766-52-5461

農業委員会からのお知らせ

毎年 農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

農地法に基づき、遊休農地の状況把握等のため、農地の利用状況調査を実施しています。

耕作放棄地、農地法に基づく許認可などを受けた土地の利用状況の確認や、遊休荒廃農地の早期発見等、現状把握を行っています。

なお、調査結果により、遊休農地と判定した場合は、必要に応じて農地所有者の方へ利用意向調査を送付します。

遊休農地とは？

- ① 1年以上にわたり耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地
- ② 周辺の農地と比べて、利用の程度が著しく劣っている農地

※ 遊休農地や遊休農地のおそれがある農地がありましたら、担当の農業委員にご相談ください。調査のため、農地に立ち入ることや所有者等にお話を伺うことがあります。ご理解とご協力をお願いします。

農地の許可申請受付のお知らせ

農地または採草放牧地の権利移動や転用行為について、農地法に基づき許可申請を行う必要があります。

権利移動や転用行為により、許可基準や申請書類が異なりますので、事前に農業委員会事務局へご相談ください。

申請書類の受付 毎月20日締切（土・日・祝日の場合はその前日）

※ 期限厳守をお願いします。

※ 市街化区域内の農地の転用の届出については随時受け付けます。

総会日程 毎月6日前後

※ 総会日程は都合により変更になる場合があります。

他法令により制限を受けるもの（都市計画法による住宅等の建築に係る制限、埋蔵文化財調査など）については、事前に関係機関と協議をしてください。

無断転用は違法行為です！！

許可を受けずに、農地を農地以外（宅地・雑種地など）にすることは、所有農地であっても農地法違反となります。罰則もありますので、ご注意ください。

農業振興地域の農用地区域内や第1種農地などは原則として転用ができません。

いろいろなケースが考えられますので事前に農業委員会事務局にご相談ください。

一度農地以外のものにされると元にもどすことが困難になりますので、適正な農地の管理をお願いします。

お問合せ先 射水市農業委員会事務局（TEL 0766-51-6685）

未相続の農地はありませんか？

所有者不明土地問題の解決に向けた法律が令和3年4月に成立し、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。義務化の施行日（4月1日）前に発生した相続についても、施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。

【相続登記申請の義務化の主な留意点】

- 義務化の対象者 相続等により不動産を取得した相続人（施行日より前に不動産を相続して現時点で名義変更を行っていない人も含まれます）
- 申請義務の履行期間 相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内（義務の施行日前に発生した相続は施行後3年以内）
- 正当な理由がなく登記の申請を怠った場合 10万円以下の過料

※詳しくは法務局にご確認ください。

相続登記の手続をしないまま時間がたつと、相続権のある人が増え、登記の手続に時間も費用もかさんでしまいます。また、農地が未相続のままになってしまうと、誰の農地かわからなくなったり、売買や賃借の手続が進まず、遊休農地となってしまう可能性もあります。早めに法務局での相続登記を行いましょう。相続登記の一連の手続は司法書士などの専門家に依頼することもできます。

また、法務局で相続登記を行った後は、農地のある農業委員会にも相続の届出をお願いします。農業委員会への所有権移転届出の様式は、射水市のホームページからダウンロードすることもできます。

農業者年金を受給されている方へ

受給権者現況届の提出をお忘れなく！

現況届は、引き続き年金を受給する資格があるか否かについて、毎年確認するためのものです。5月末ごろに農業者年金基金から用紙が送付されますので、必要事項を記入し、6月末までに射水市農業委員会（大島分庁舎1階）へ忘れずに提出してください。なお、提出されない場合は、年金の支払いが差し止められることがありますので、ご注意ください。



週刊 月4回金曜日発行
月700円、年8,400円（消費税込）

- 農業及び農政の現状を中心に、農業者の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。
- 地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などを伝えます。
- 家族全員が楽しめる記事も充実しています。

購読の申込みは農業委員会事務局まで

発行所 全国農業会議所
〒102-0084
東京都千代田区二番町9-8
中央労働基準協会ビル2F
電話 03-6910-1130

農業者年金で安心して豊かな老後を！

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

年間60日以上
農業に従事

国民年金第1号
被保険者

国民年金保険料納付免除者を除く

60歳未満

さらに、年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の
国民年金の任意加入者も加入できます。

農業者年金ってなに？

農業者の年金はサラリーマンと違い、公的年金の1階部分である国民年金のみです。厚生年金を受給するサラリーマン並の年金を確保するには、自分で2階部分の年金を準備する必要があります。この2階部分として農業者には農業者年金があります。

サラリー
マンの年金
(厚生年金)

報酬比例部分(老齢厚生年金)

国民年金(老齢基礎年金)

2階立て

農業者の
年金
(国民年金
のみ)

国民年金(老齢基礎年金)

1階立て

農業者年金のポイント

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！

ポイント
1

- ・ 少子高齢化時代に強い、積立方式・確定拠出型の年金です。
- ・ 農業者年金は、経営状況や老後の生活設計に応じて、保険料を加入後いつでも月2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）～6万7千円の範囲で変更できます。
- ・ 80歳前に亡くなられた場合には、死亡一時金があります。

ポイント
2

一定の要件を満たす方には、月額最大1万円の保険料補助

- ・ 認定農業者又は認定就農者で青色申告の方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。この国庫補助は、経営継承など一定の要件を満たせば、将来特例付加年金として受給できます。

ポイント
3

保険料は全額社会保険料控除の対象など、生涯を通じて大きな節税効果！

- ・ 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。
- ・ 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。

◎ 農地参考賃借料について

農業委員会では、農地の貸し手・借り手に公平な賃借料等の目安を示し、耕作者の経営の安定を図るため、農地参考賃借料及び農作業標準料金を次のとおり定めしましたので、農作業の委託や農地の賃貸借契約をする際の参考にしてください。

土壌の肥沃度（収量）、ほ場の形状、畦畔等の草刈り面積等を勘案し、貸し手・借り手双方が協議のうえ決定するものとします。この表は反収に応じた賃借料を参考として示しております（ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの賃借料としました）。

令和7年産分農地参考賃借料(10a当り)

区分	収 量	参考賃借料	参考(前回賃借料)
田	1	5 6 0kg	6, 6 0 0円
	2	5 5 0kg	5, 6 0 0円
	3	5 4 0kg	5, 1 0 0円
	4	5 3 0kg	4, 5 0 0円
	5	5 2 0kg	3, 6 0 0円
	6	5 1 0kg	2, 5 0 0円
	7	5 0 0kg	1, 6 0 0円
	8	4 9 0kg	5 0 0円



◎ 農作業標準料金・賃金について

令和6年分～令和8年分の農作業標準料金・賃金

	区 分	金 額	備 考
賃 金	一 般 作 業	8, 8 8 0円/1日	
	オペレータ作業	1, 5 9 0円/1時間	
水 稻	ト ラ ク タ ー	1 6, 2 0 0円/1 0 a	耕起から代かきまでの一貫作業
	側 条 田 植 機	9, 4 0 0円/1 0 a	苗、肥料委託者負担（苗運搬費含まず）
	コ ン バ イ ン	2 7, 4 0 0円/1 0 a	刈取り、脱穀（籾運搬費含まず）
麦	ト ラ ク タ ー	1 7, 4 0 0円/1 0 a	耕起、溝切り、播種
	コ ン バ イ ン	2 3, 5 0 0円/1 0 a	刈取り、脱穀
大 豆	ト ラ ク タ ー	1 5, 8 0 0円/1 0 a	耕起、砕土、播種
	コ ン バ イ ン	2 4, 4 0 0円/1 0 a	刈取り、脱穀

※ この標準料金に消費税は含まれていません。

※ この標準料金は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの料金です。

※ 未整備田・変形田・倒伏田・遠距離田等、ほ場条件・作物条件で割増料金を、双方の話し合いの上で設定できます。

※ 標準料金の適用期間は、令和6年分から令和8年分までの3年間を適用期間とします。ただし、農作業機械価格等、標準料金算定の基礎となる重要事項に著しい変動があった場合には、その都度見直しを行うものとします。

JAいみず野

【農業機械のことなら】

小 杉 農 機 セ ン タ ー TEL 55-1765

いみず野農機センター TEL 52-0455

新 湊 農 機 セ ン タ ー TEL 82-8530

【自動車のことなら】

J A カ ー ズ ! TEL 55-2527

(J A いみず野小杉支店 東隣)

JAいみず野

村の駅・農産物直売所

菜っちゃん太閤山店・新湊店

新鮮！旬！がいっぱい！！

毎週土曜日フェア開催

(お問合せは)

太閤山店 TEL 0766-56-1852

新 湊 店 TEL 0766-84-8818

年中無休（年末年始除く）